

基金情報

No. 100

平成22年5月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成22年度・主要事業概況

事項	4月末数	対前月増減数	事項	4月末数(累計)
事業所数(件)	237	0	年金掛金	調定額(円) 1,937,364,188
加入員数(人)	男子 5,008	26		収納額(円) 1,926,690,376
	女子 2,322	80		収納率 99.45%
	計 7,330	106	事務費掛金調定額(円)	79,239,186
平均標準給与月額(円)	男子 327,790	-1,109	資産運用	信託資産額(時価) 264億2,644万円
	女子 222,589	-1,282		修正総合利回り 0.86%
	計 294,464	-1,839		ベンチマーク差 0.14%
受給者数(人)	6,133	13	慶弔金の支給件数・金額	13件13万円
平均年金額(円)	504,731	-235	年金相談件数	55件

適用関係

育児休業等終了時報酬月額変更届 ～育児休業等終了時改定～

被保険者(加入員)の方が育児休業等終了後に勤務時間の短縮などで支払われる報酬が低下した場合、実際の報酬と標準報酬月額に差が生じてしまうことがあります。そのため育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者(加入員)の方は、随時改定に該当しない場合でも「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出することで標準報酬月額の改定を行うことができます。

■随時改定との違い■

<育児休業終了時改定>

- ① 固定的賃金の変動を伴わなくても改定可能
- ② 現在の標準報酬月額と1等級差であっても改定可能
- ③ 育児休業等終了日の翌日の属する月から3ヶ月間のうち、報酬の支払基礎日数が17日以上ある月の報酬の平均額をもとに改定
- ④ 改定は被保険者(加入員)の方が申し出た場合に行われる
- ⑤ 改定月は育児休業終了日の翌日が属する月から起算して4ヶ月目

<随時改定>

- (1) 昇給・降給などで固定的賃金に変動があった
- (2) 変動月から続けて3ヶ月間の報酬の平均額に該当する等級が、現在の等級と比べて2等級以上の差が生じた
- (3) 変動月から続けて3ヶ月間とも支払基礎日数が17日以上である
- (4) 改定は事業主の届出による
- (5) 改定月は固定的賃金に変動を生じた月から起算して4ヶ月目

◆ 育児休業等終了時改定は、③のように支払基礎日数に17日未満の月がある場合はその月を除き計算を行います。
例) 4月14日に育児休業を終了した場合、対象となるのは4月・5月・6月の報酬
4月の支払基礎日数は17日未満、5月・6月の支払基礎日数が17日以上の場合、4月は除き、5・6月の2ヶ月間の平均額により報酬を決定

※ ただし、3ヶ月間とも支払基礎日数が17日未満の場合は、育児休業等終了時改定には該当しません。

■対象となる方■

育児休業等終了時改定の対象となるのは育児休業等を終了する日に3歳未満の子を養育している被保険者(加入員)の方です。
このため、育児休業等を取得せずに復職された方の場合、育児休業等終了時改定の対象にはなりません。

■届出の際の留意点■

育児休業終了時改定は被保険者(加入員)本人の申出によるもののため、育児休業等終了時報酬月額変更届には事業主署名欄だけでなく、申出人署名欄への記入も必要となります。(事業主・申出人欄は自筆の署名の場合には押印を省略できます)

被保険者(加入員)本人から申出があった際には年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ届書をご提出下さい。

■月額変更届～随時改定～■

定時決定(算定)は毎年7月に全被保険者(加入員)を対象に行われますが、随時改定は固定的賃金の変動などの要件を満たした場合に行われます。随時改定が生じたときは、「月額変更届」を年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へご提出下さい。

◆ 固定的賃金とは支給額や支給率が決まっているものをいい、昇給や降給・賃金体系の変更・日給や時間給の基礎単価の変更などがこれにあたります。

◆ 残業手当や能率手当などは非固定的賃金となります。そのため固定的賃金は上がったが、非固定的賃金が減少し等級が2等級以上下がった場合は随時改定の対象外となります。その逆に固定的賃金は下がったが、非固定的賃金が増加し等級が2等級以上上がった場合も対象外です。

慶弔金のお知らせ

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）（※）一部の金融機関は除きます。

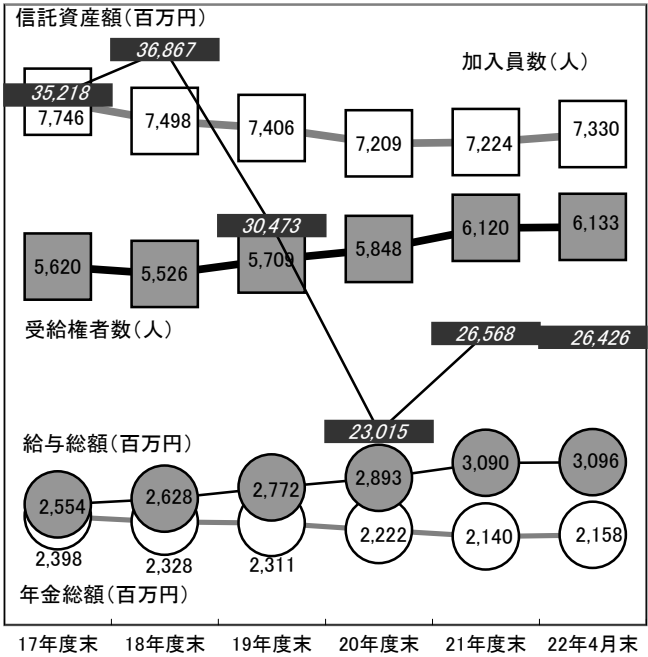
詳しくは当基金までお問合せください。

* 5月分の掛金納入期限は、平成22年6月30日となりますので、ご協力お願いいたします。

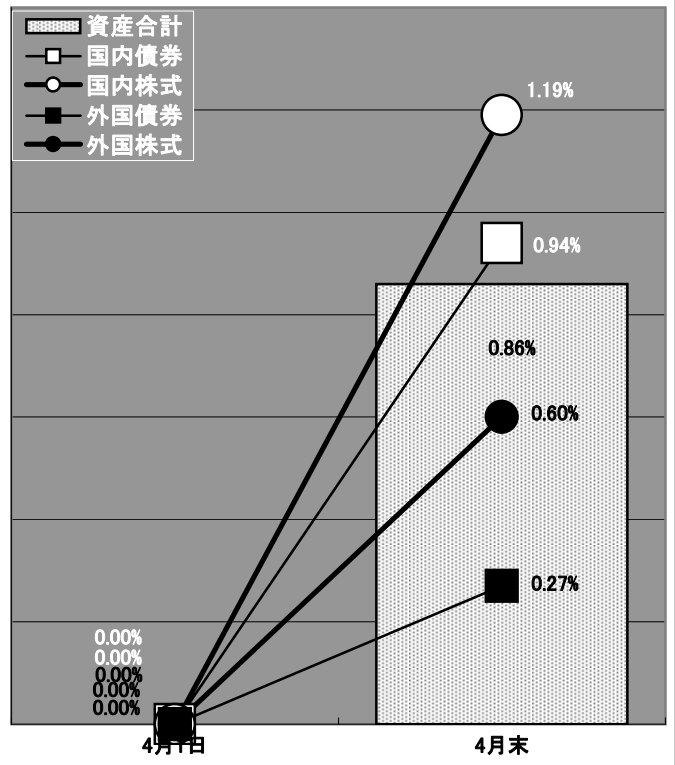
設立事業所の異動（規約変更関係等）・4月処理分

異動区分	事業所名	異動内容（新）	適用年月日

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成22年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

6月の予定

- 上旬 代議員会
- 中旬 算定基礎届発送（基本事項打出・エクセル事業所）
賞与届発送（7月賞与支給予定事業所）